

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2020-2	指定年月日・指定番号	令和3年3月30日 形-20号	所在地	地番：長崎市神ノ島町三丁目189番31、189番41、189番43、526番38の各一部	
調製・訂正年月日	令和3年3月30日調製、令和3年12月23日訂正、令和6年1月24日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	公有水面の埋立により造成された企業団地の土地			面積	65,907㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	公有水面の埋立により造成された土地において30m格子127区画を自主調査したところ、鉛及びその化合物が4区画、砒素及びその化合物が52区画、ふっ素及びその化合物が62区画でそれぞれ土壤溶出量基準に不適合となり、合わせて79区画の区域指定が申請されたもの。その後、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が土壤溶出量基準を超過した土壤の掘削及び埋め戻しに伴う指定の申請により、指定を追加した。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	公有水面の埋立により造成され、形質変更時要届出区域に指定された土地の近傍の土地において、水面埋立土砂由来汚染調査により30m格子127区画を選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壤の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	第58条第5項第11号に該当(埋立地特例区域)					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和3年3月19日	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <span style="border: 1px solid black;">溶出量基準</span> ・第二溶出量基準		応用地質(株)、(株)環境衛生科学研究所、(株)親和テクノ、藤永地建(株)、西部環境調査(株)
土地の形質の変更	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和3年12月1日	令和5年2月21日	掘削除去及び埋め戻し	長崎県長崎振興局長崎港湾	<span style="border: 1px solid black;">有</span> ・無	浄化等処理

更の実施状況			(公園工事)	漁港事務所		
	令和3年12月1日	令和5年12月4日	掘削除去及び埋め戻し (道路改良工事)	長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	浄化等処理
					有・無	